

高知市指定管理者審査委員会における審査結果について

1 対象施設等

名 称 高知市勤労者交流館
 指定予定期間 平成31年4月1日から平成36年3月31日まで（5年間）

2 申請団体数 1団体 / 公益財団法人 高知勤労者福祉サービスセンター

3 審査

(1) 審査委員会開催日

第1回審査委員会 平成30年10月19日（金） 審査方法等事前説明
 第2回審査委員会 平成30年11月2日（金） 申請団体面接及び書類審査

(2) 審査方法

高知市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に係る条例（平成17年条例第69号）第4条の規定による選定基準に基づき6名の審査委員（委嘱委員7名のうち1名が第2回審査委員会を欠席）が、申請団体から提出された書類の審査及び申請団体の面接を実施して採点を行い、その得点を合計した。

(3) 審査結果

総得点 公益財団法人高知勤労者福祉サービスセンター 826点（1,200点満点）

主な評価内容

本施設は、中小企業勤労者等の勤労意欲及び技能の向上、文化・教養及び福祉の充実を目的とする施設であり、本施設の性質や目的に沿った、実直で堅実な運営が期待できる点が評価された。施設の運営面では利用者の減少が大きな課題となっていることから、施設の魅力の更なる向上に資する取組を期待する。また、SNS等を効果的に活用した情報発信・広報活動を積極的に行い、施設の周知に努めてもらいたい。

【高知市勤労者交流館指定管理者審査委員会 審査集計表】

高知市公の施設に係る指定管理者の選定手続等に関する条例第4条（指定候補者の選定等）	評価項目	配点（満点）	（公財）高知勤労者福祉サービスセンター
指定施設の運営方法が、市民等の平等な利用を確保することができるものであること	1 利用者の平等確保と要望の把握及び反映	120	78
指定施設の設置の目的に照らし、その管理を効率的かつ効果的に行うことができるものであること	2 事業計画	288	182
指定施設の管理を的確に遂行するに足りる人的構成及び財産的基礎を有するものであること	3 事業者概要 4 運営体制 5 施設維持管理 6 利用者等の安全確保	252	172
収支予算書の内容が、施設の管理経費の縮減が図られるものであること	7 収支・経費	240	154
個人情報の取扱いを適正に行う体制が整備されていること	8 個人情報の保護	60	42
市長等が施設の性質又は目的に応じて定める基準	9 政策・施策推進 10 勤労行政への貢献	240	198
合 計		1,200	826

4 審査委員会委員

（敬称省略）

	所属団体・役職名	氏名
委員長	高知市総務部副部長	加藤 勝巳
副委員長	高知市財務部副部長	田村 弘樹
委員	高知市商工観光部副部長	森田 洋介
	税理士	竹内 靖
	特定社会保険労務士	濱田 剛正
	高知労働局 雇用環境・均等室長	廣瀬 真理
	高知県就職支援相談センター（ジョブカフェこうち）所長	眞辺 幸博

